

特定個人情報保護評価書（案）に対する市民意見募集について

- 平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の規定に基づく、いわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、本市は、各事務において、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有しています。
- 特定個人情報ファイルを保有するときは、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の規定に基づき、特定個人情報評価を実施し、評価書を公表する必要があります。
- この度、国の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づくシステム標準化対応などにより、評価書の内容に重要な変更が加わることから、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、重要な変更を含む修正案を作成しましたので、その内容について広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集する事務

- ・国民健康保険法による国民健康保険に関する事務
- ・介護保険法による介護保険に関する事務
- ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務
- ・予防接種の実施等に関する事務
- ・健康増進事業の実施に関する事務

2 意見の募集期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 6 月 23 日（月）まで

※ 持参の場合は、8 時 30 分から正午まで、13 時から 17 時 15 分までとします。

（土・日曜、祝日を除く）

※ 郵送の場合は令和 7 年 6 月 23 日（月）付けの消印まで有効とします。

3 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市ホームページ
- (2) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）
- (3) 各区役所市政資料コーナー
- (4) 各事務の所管部署

4 意見の提出方法

御意見は、郵送、持参、ファクシミリ又は専用フォームのいずれかでお寄せください。

- ・ 意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は 名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。 なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
- ・ 専用フォームは、川崎市ホームページの「特定個人情報保護評価書について」のページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用ください。
- ・ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を市ホームページで公表します。
- ・ いただいた個人情報は個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。

5 送付先・問い合わせ先

事務名称	所管部署	TEL	FAX
国民健康保険法による国民健康保険に関する事務	健康福祉局医療保険部 医療保険課	044-200-2632	044-200-3930
介護保険法による介護保険に関する事務	健康福祉局長寿社会部 介護保険課	044-200-2678	044-200-3926
住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当	044-200-1437	044-200-1433
予防接種の実施等に関する事務	健康福祉局保健医療政策部（予防接種担当）	044-200-1220	044-200-1065
健康増進事業の実施に関する事務	健康福祉局保健医療政策部健康増進課	044-200-2431	044-200-3986

※ 郵送の場合、宛先には「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地」に、事務の所管部署名を記載してください。